

第179回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第4号

平成31年4月4日かすみがうら市農業委員会告示第4号をもって、平成31年4月10日(水)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第179回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成31年4月10日(水) 午後2時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 欠席	

4. 欠席委員

15番 齊藤 幸雄

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫 局長補佐 山本 好徳
主任 松澤 智之

6. 議事録署名委員

10番 中山 峰雄 11番 鈴木 良道

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について
議案第23号 農業委員会事務局職員の任免について
議案第24号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第26号 現況証明願の交付決定について
議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)
議案第29号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について

⑥ その他

8 閉会

午後3時10分閉会

事務局長	<p>只今から、平成31年度第179回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております。 よって総会は成立しております。 なお、会議規則第4条により、15番 齊藤 幸雄委員から欠席届が提出されております。それでは、会長が欠席ですので、会議規則第5条第2項の規定により、会長代理がその職務を代理することとされておりますので、以後の議事進行につきましては、市川会長代理にお願い致します。</p>
議 長	<p>市川会長代理あいさつ はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議 長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、10番 中山 峰雄委員、11番 鈴木 良道委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の山本補佐を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議 長	<p>次に報告第11号の報告案件ですが、委員の皆様には既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、早速質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第23号 農業委員会事務局職員の任免について」上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8ページをご覧ください。 農業委員会等に関する法律第26条第3項に基づき、事務局職員の任免については、農業委員会が行うとあります。本議案は、4月1日の人事異動により、本日付で農業委員会事務局への出向を解き、また同日人事異動により本日付で農業委員会事務局を命ずるものです。それでは朗読いたします。 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、かすみがうら市農業委員会事務局職員の職を免ずる。 職名 課長補佐 氏名 永田昌之 異動先 学校教育課課長補佐 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、かすみがうら市農業委員会事務局職員の職を命ずる。 職名 農地担当係長 氏名 横田桂明 前所属 会計課会計担当係長 以上です。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>異議なしの声 (意見、質問なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第23号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします</p>

議 長	番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第24号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
8番 井坂委員	説明いたします。 図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、●●●●保育所から約650m南に位置する畑1筆で、第1種農地と判断しました。現況は雑草が繁茂している状況でした。なお、申請地に倉庫が建てられた状況だったことから始末書が添付されております。申請人は大型車両等の駐車場の拡張を計画しております。申請地は第1種農地ですが、拡張となる今回の申請面積が既存施設である事業地の面積2,259㎡の1/2以内であることから不許可の例外に該当し、許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号2番をご覧ください。 番号2番は、●●●●地内県道沿いの●●●●●●から300m西に位置する3筆で、第2種農地と判断しました。申請地は会社事務所・工場・駐車場が設置されており始末書が添付されています。また、●●●●●●については、新たな従業員駐車場拡張の計画があり今回の申請に至っております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号3番をご覧ください。 番号3番は、●●●●地内の●●●●●●公民館から約600m南西に位置する畑8筆で、第2種農地と判断しました。現況は、篠などが繁茂している状況でした。申請人は太陽光発電施設を計画しております。転用による影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号4番をご覧ください。 番号4番は、●●●●地内の●●●●●●公民館から約700m南西に位置する畑4筆で、第2種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されておりました。申請人は太陽光発電施設を計画しております。転用による影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号5番をご覧ください。 番号5番は、●●●●地内の●●●●●●郵便局から約450m北西に位置する畑1筆で、第2種農地

	<p>と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請人は太陽光発電施設を計画しております。転用による影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>続いて、図面番号6番をご覧ください。</p> <p>番号6番は、●●地内の●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●の約520m南に位置し第1種農地と判断しました。申請人は新たに農業用倉庫の建設を計画しております。申請地は第1種農地ですが、農業用施設の建設であることから、不許可の例外に該当し、許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
3番 海東委員	<p>この上稲吉の件ですが、図面2を見てもらうと、●●番地、●●番地、●●番地は、私の土地なんです。北そっぺで、今まででも、工場だけの水でも、ぶんまがっちゃう、この前、事務局と行ってU字溝をつけてくれという要請をしてきました。返事は結構ですが、一応、地主もやると言っていたので、つけといてください。それだけです。</p>
議 長	<p>わかりました。よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について原案のとおり許可す</p>

	ることに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第26号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読及び説明をいたします。なお、案件については事前調査を実施しております。(議案の朗読を行う。)
議 長	議案の朗読及び説明が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
10番 中山委員	説明いたします。 図面番号7番をご覧ください。 番号1番は、●●地内の●●郵便局より約450m南東に位置します。こちらは、昭和58年に物置を建てており、現況も宅地の状況となっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 続いて、図面番号8番をご覧ください。 番号2番は、●●●の県道交差点から400m北に位置します。こちらは、昭和55年頃には宅地の状況になっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 続いて、図面番号9番をご覧ください。 番号3番は、●●地内、国道354号沿いの●●●●から600m南西に位置します。こちらは、平成6年頃から宅地の敷地となっており、現況も宅地の状況になっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 続いて、図面番号10番をご覧ください。 番号4番は、●●地内の●●●●●●●●●●から約900mの北東に位置します。こちらは、昭和55年頃から宅地の敷地となっており、現況も宅地の状況となっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 続いて、図面番号11番をご覧ください。 番号5番は、●●●のY字路から約80mの南に位置します。こちらは、平成10年頃から既に山林化しており、現況も山林の状況となっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。

議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第26号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。事務局より説明をお願いします。 利用権設定の内容について説明いたします。15ページをお開きください。 今回利用権の設定は、全体で69件。面積は、184,329㎡です。その内、新規56件で主な作物は水稻・レンコン・野菜となります。再設定は13件で、主な作物は、水稻・レンコンとなります。 以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長	全員賛成ですので、「議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	27ページの農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が28件、面積111,626㎡です。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第29号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	33ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。 市長より、平成31年3月28日付けで農用地利用配分計画案の意見が求められています。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が2件、面積が111,626㎡です。 内容につきましては、議案第28号の農用地利用集積計画の公告と同時施行するための内容です。 これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付ける手続きの流れとなります。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議 長	議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第29号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さん、推進委員さんからご質問等ございましたらお願いします。

	(意見、質問等なし)
議 長	次に、来月の総会は、5月10日(金)午後2時から予定しております。 なお、今回の事前調査員は、鈴木 良道委員、市川 敏光委員、栗原 進一委員 です。日時は、4月26日(金)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。 よろしく願います。他に事務局からありますか。
事務局長	2点程ございます。 ①互助会積立金の会計監査報告 (井坂監事より監査報告) ②太陽光発電施設を適正に設置・管理するためのガイドラインについて (生活環境課 職員説明)
議 長	只今、説明がありましたが、ご質問等ありませんか。
10番 中山委員	今までに、苦情とかは、どういう事例がありますか。分かる範囲で。
生活環境課職員	昨年度の苦情、トラブルの内容ですが、低圧の太陽光では、雑草の繁茂の苦情が 多かったです。あと、太陽光発電施設の法面の土砂が、水路等へ流れてしまう という苦情がありました。あとは、土地改良区との排水の問題が数件あった。
10番 中山委員	光が反射して眩しいとか、住宅が熱くなるとか、そういうのはないですか。
生活環境課職員	かすみがうら市では、反射光とかの苦情はありません。
14番 栗原委員	旧出島で何か所設置してありますか。
生活環境課職員	数は、把握できないが、東京ドーム23個分ぐらい。かすみがうら市全体です。
9番 谷中委員	太陽光発電を設置するにあたって、隣接地の承諾を得ているのかどうか。隣接地 に山があった場合、木が植わっている。その場合に、台風とか、枯れて、その木 が折れた場合は、弁償してくれよというような、太陽光の持ち主が話をしている と、その場合に、弁償しなければならないということになると、現実には、伐採し ているという人もいる。太陽光を先につけて、後で、木を伐採しなければならない という人がいるという。やっぱり、隣接地には太陽光をやるということは、 ひと話するとか、承諾をもらうとか、そういうことをしてもらいたい。
生活環境課職員	今、生活環境課で作っている条例については、まだ、議会とかに説明していない ので、詳しいお話はできないのですが、今度作る条例の中では、求めています。
9番 谷中委員	今もらっているのか
生活環境課職員	設置する太陽光発電の行政区長さんに同意をもらってきてもらっている。
14番 栗原委員	今後も、かすみがうら市は、優先的に太陽光を引き受けるということですか。
生活環境課職員	条例は、規制をしているという内容よりは、県のガイドラインは、努力義務であ るので、すべての太陽光を対象に、提出してくださいと義務化する条例でありま して、内容についても、県内では厳しい内容で作ってあるので、受け入れるかど うかということになると、提出してくれた業者さんには承認することになると思 います。
1番栗山委員	推進はしてないでしょう。ガイドラインとは別問題でしょう。
生活環境課職員	推進はしていません。
議 長	他にありませんか。よろしいですか。

以上をもちまして、第179回総会を閉会いたします。
長時間にわたり慎重審議大変ご苦労様でした。

(午後3時10分閉会)